

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、平成30年度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情 申立て	苦情申立書によらない オンブズマンへの相談	事務局への相談・問 合わせ
件数	6	1	14

3 苦情申立ての処理状況

区 分		件 数
調査を終了した もの	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1
	2 市の業務に不備の無かったもの	4
	3 調査を打ち切り・中止したもの	0
	4 調査しないこととしたもの	1
調査継続中のもの		0

4 オンブズマンの発意に基づく調査の件数、内容及び処理の状況

平成30年度の調査件数 0件

5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告

平成30年度の案件 0件

6 苦情申立ての事例

苦情申立ての内容	調査結果
(1) 職員の説明について	
<p>固定資産税課税証明書に記載された平成29年度の固定資産税課税標準額が昨年度と今年度で異なる点について十分な説明がない。</p>	<p>課税標準額の変更は土地の評価替え等によるものであり、一見して法令違反は認められない。担当課は、合計4度に渡って、各々時間を取り苦情申立人にその内容を説明していることから、担当課の対応が不十分であったとは言えない。</p>
(2) 個人情報の不適切な取扱いについて	
<p>市に宛てた電子メールの相談内容が、担当課を通じて相談内容に関係する外部者に洩らされた。</p>	<p>市として相談内容を当該外部者に確認する必要性は認められるが、相談内容から個人が特定される結果となった。確認することは事前に苦情申立人の了承を得ておくべきで、配慮に欠けていた。しかしながら市は苦情申立人に陳謝し、個人情報の取扱いについて職場内研修を行うなどオンブズマンが考える善処すべき措置に沿う行動を取っており、これ以上の処置は不要と判断した。</p>
(3) ケースワーカーの対応について	
<p>家庭訪問にかかるケース記録の不実記載や、行うべき検診命令の未実施、通院交通費支給制度の不案内などケースワーカーの対応に不満がある。</p>	<p>ケース記録記載の家庭訪問の事実が苦情申立人の記憶と相違することの確認は、簡易迅速を旨とするオンブズマンの調査に馴染まない。検診命令を行う必要性は認められず、必要に応じて通院交通費の支給をする旨生活保護開始時に説明がなされている。市の対応に不当な点はない。</p>
(4) 側溝蓋の不設置について	
<p>自宅に接する側溝に蓋が設置されていないのは市の怠慢である。</p>	<p>側溝に蓋をすることについて、側溝に隣接する他の土地所有者や自治会など関係者の同意を得ておらず、また蓋が設置されていないことについて苦情申立人に利害関係が認められないことから調査は行わないこととした。</p>
(5) 自宅前道路の道路認定について	
<p>昭和56年の自宅建築当時には建築基準法第42条第2項の適用を受ける道路(2項道路)であったはずの自宅前道路について、その指定を解除した市の対応に不満がある。</p>	<p>苦情申立人が主張する自宅建築当時の建築確認申請書類の図面上表記されている「法42条第2項道路」は建築主(代理人)が記載したもので、建築主事によるものではない。明石市指定道路図の表示は2項道路ではなく、過去の道路判定依頼においても同様に確認されている。本件道路が2項道路であった事実は認められない。</p>
(6) 狭隘な道路について	
<p>自宅に面する道路が、近隣住宅の新築・改築により狭くなり、車両の通行ができないなど不便である。一定の幅を確保するように市の対応を求める。</p>	<p>当該部分の道路幅員は1.8メートル未満であり、建築基準法第42条第2項の適用を受ける道路(2項道路)には該当しない。2項道路に該当しない以上、当該部分に接する他の土地の所有者に対してセットバックを求める法的根拠が市にはない。</p>